

# 農薬販売者の皆さんへ

農薬を販売しようとする場合は・・・・・・・・

箕面市内で農薬の販売を開始する場合は、農薬取締法により  
販売開始の日までに農薬販売届を市長に提出しなければなりません。  
また、届出内容に変更を生じた場合や販売を廃止した場合も  
届出が必要です。



箕面市役所 みどりまちづくり部 農業振興課

令和元年 7 月

# I 販売に関する届出について

## 1 新規届出

箕面市において農薬を販売する場合は、その販売所（事業所）ごとに次のとおり市長に届出てください。



### (1) 提出期限

新規の場合：販売開始の日までに（開始の日を含む）

販売所を増設した場合：増設した日から起算して2週間以内

### (2) 提出書類

①「農薬販売（新規・変更）届」※様式 1-1・・・2部

※提出期限を過ぎた場合は「遅延理由書（任意の様式）」を合わせてご提出ください。

②法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書1部、個人の場合は住民票1部

（※いずれも発行後3ヶ月以内のもの。コピーも可。）

③返信用封筒（返信先を明記してください。）

④返信用切手（封筒に貼付してください。）

### (3) 届出先

箕面市役所みどりまちづくり部農業振興課（別館4階）

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4丁目6番1号

TEL 072-724-6728 FAX: 072-722-2466

なお、毒物又は劇物販売業の登録に関しては、大阪府健康医療部薬務課麻薬毒劇物グループ（大阪府本庁本館一階 TEL 06-6941-9078）へお問い合わせください。

## 2 変更・廃止届出

1で届け出た内容に変更の生じた場合又は、販売を廃止した場合は、その販売所（事業所）ごとに次のとおり市長に届出を行ってください。

### (1) 提出期限

変更の生じた日又は販売を廃止した日から起算して2週間以内

### (2) 提出書類

①変更の場合（「農薬販売（新規・変更）届」※様式 1-1）・・・2部

廃止の場合（「農薬販売廃止届」※様式 2-1）・・・1部

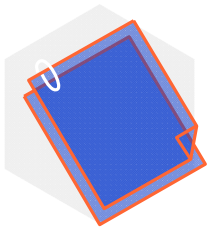
※廃止届の場合は、お手元に保管中の既届出書副本もご提出ください。副本のご提出ができない場合は、「理由書（任意の様式）」を提出願います。）

②法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書1部、個人の場合は住民票1部

（※いずれも発行後3ヶ月以内のもの。コピーも可。）←廃止の場合は不要です。

③返信用封筒（返信先を明記してください。）←廃止の場合は不要です。

④返信用切手（封筒に貼付してください。）←廃止の場合は不要です。



農薬販売変更届、農薬販売廃止届を提出されないと、お知らせが届かなかつたり、いつまでも販売店として存在していることになり、不必要なお知らせが届いたり、立入検査の対象となります。

注：届出用紙は、上記提出先に備えておりますので、御利用ください。

市ホームページからもダウンロードできます。

## II 農薬販売届を提出された方に



- 農薬取締法第29条に基づき、立入検査を行う場合があります。

その際、帳簿書類や農薬の保管庫等を検査します。

もし検査を拒否したり、妨害した場合は、懲役6ヶ月以下若しくは30万円以下の罰金に処される場合があります。

- 帳簿を備え付けこれに農薬の種類別にその譲受数量、譲渡数量を真実かつ完全に記載し、少なくとも3年間保存しなければなりません。

(毒物・劇物に相当する農薬の場合は5年間)

これに違反した場合は、6ヶ月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処される場合があります。

- 無登録農薬の販売は禁止されています。

国の登録を受けた農薬には、農林水産省の登録番号がラベルや袋に必ず記載されています。確認してください。

これに違反した場合は、3年以下の懲役若しくは100万円(法人の場合は1億円)以下の罰金に処される場合があります。

- 無登録農薬を販売しないのはもちろんのこと、次に掲げる農薬も市内で販売しないよう、是非協力してください。

●**特定毒物農薬**     りん化アルミニウムくん蒸剤 (商品名ホストキシン等)

●**水質汚濁性農薬**     CAT除草剤 (商品名シマジン等)・CATを含む混合剤

●**E P N剤**

御協力をお願いします。



# 農薬販売（新規・変更）届

令和 年 月 日

箕面市長 様

住所

氏名

印

※法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名。  
ふりがなを記入すること。

農薬取締法第 17 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

## 記

1. 販売所の名称及び所在地
2. 販売(新規・変更)年月日

- 備考
- 1 氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
  - 2 「1 販売所の名称及び所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

# 販 売 内 容

		新 規	変 更
ふりがな 氏 名 (店名又は屋号) (法人は法人名と代表者名)			
住所	〒		
	TEL		
販売所 (名称)	〒		
	TEL		
支店、出張所 (但し府内のみ)			
卸・小売の別		卸	・ 小売
販売内容、他の取扱資材			
販売区域			
常勤担当職員 (農薬関係)		名	(うち毒劇物取扱有資格者 名)
毒物劇物取扱責任者名			
取扱農薬メーカー名 (農薬の仕入先)			
取扱農薬の種類		普通物*	・ 劇物 ・ 毒物
通算受理番号 (変更届の場合のみ)		番	
「営業所の略図」			

添付書類 個人に当たっては、住民票、法人にあっては、登記簿謄本又は登記事項証明 (写し可)  
上記の「取扱農薬の種類」欄の「普通物」とは、毒劇物に該当しないものを指している通称である。

# 農薬販売廃止届

令和 年 月 日

箕面市長 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(法人にあってはその名称及び代表者名)

農薬取締法第 17 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1. 廃止した農薬販売の届出受理番号

番

2. 廃止した販売所

住所 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

3. 廃止年月日

年 月 日